

# 山梨県公報

第二千七百二十四号

平成二十九年

八月二十四日

木曜日

## 目次

- 道路の区域変更……………五九三
- 道路の供用開始……………五九三
- 建築基準法に基づく道路位置指定……………五九三

## 公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請……………五九三
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………五九四
- 換地処分の実施……………五九四
- 土地改良区役員の退任及び就任(二件)……………五九四
- 公安委員会……………五九四
- 山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則……………五九五
- 交通安全活動推進センター代表者氏名の変更の届出……………五九五

## 告 示

### 山梨県告示第二百四十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成二十九年九月十四日まで一般の縦覧に供する。

平成二十九年八月二十四日

山梨県知事

後 藤

斎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 茅野北杜葎崎線
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)

北杜市長坂町富岡字富岡三六番一地从先から北杜市須玉町若神子字御所村一四五〇番一地从先まで

新	旧	面積
一〇・九〃 一三・七	七・九〃 一一・八	四〇・二

### 山梨県告示第二百五十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延道路課において、この告示の日から平成二十九年九月十四日まで一般の縦覧に供する。

平成二十九年八月二十四日

山梨県知事

後 藤

斎

道路の種類	路線名	区	間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	南アルプス公園線	南巨摩郡早川町保字大上双里二〇四五番三地从先から南巨摩郡早川町保字大上双里二〇四五番三地从先まで		六七・一	平成二十九年八月二十四日

### 山梨県告示第二百五十一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二十二号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年八月二十四日

山梨県知事

後 藤

斎

- 一 指定の年月日 平成二十九年八月十七日
- 二 指定道路の位置 笛吹市石和町河内字宮窪三百五番八
- 三 指定道路の幅員 最大五・九七メートル 最小五・九〇メートル
- 四 指定道路の延長 三十四・五二メートル

## 公 告

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請  
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により、次の

とおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、山梨県県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年八月二十四日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 申請のあった年月日 平成二十九年八月四日
  - 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
    - 1 名称 特定非営利活動法人いでたちの家
    - 2 代表者の氏名 齊藤加代子
    - 3 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市城東一丁目十六番二十四号
    - 4 定款に記載された目的 この法人は、障害者を対象として、社会的自立の促進と生活の質的向上を図るため、地域社会及び行政と協働して、障害者福祉の向上のための事業を行う。又、障害者と健全者との交流を積極的に行い、一般社会での人との交流の掛け橋になることで地域や社会の福祉の増進を図り、広く公益に貢献することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十九年八月十七日から同年九月十七日まで

山梨県知事 後 藤 斎

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、山梨県県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年八月二十四日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 申請のあった年月日 平成二十九年八月十五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - 1 名称 特定非営利活動法人きらめいく
  - 2 代表者の氏名 庄司秀男
  - 3 主たる事務所の所在地 山梨県都留市小野三百五十七番地
  - 4 定款に記載された目的 この法人は、地域で生活する障害児・障害者に対して、それぞれが持っている煌めいた素晴らしい個性がのびのびと発揮出来る様、芸術活動や文化、レクリエーション活動、スポーツ、様々な体験活動等の幅広い余暇的な活動を行うと共に、家族への支援、地域との連携した環境を築き上げ、健全な育成に寄与するとともに、社会に貢献する事を目的とする。

三 縦覧期間 平成二十九年八月十七日から同年九月十七日まで

● 換地処分の実施

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営畑地帯総合整備事業（白根地区上八田第2工区）の換地処分を平成二十九年七月二十四日に実施した。

平成二十九年八月二十四日

山梨県知事 後 藤 斎

● 土地改良区役員の新任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、楯無堰土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

平成二十九年八月二十四日

一 退任

山梨県知事 後 藤 斎

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事	大木一喜	甲斐市竜地五千五百十二番地三	平成二十九年三月二十三日
同	駒寄保次	斐崎市穂坂町上今井千四百十二番地	同
監事	長坂邦宏	斐崎市上ノ山九百三十五番地	平成二十九年七月二十五日

二 就任

役職名	氏名	住所	就任年月日
理事	戸井弘幸	甲斐市竜地六千六百六十六番地	平成二十九年三月二十四日
同	猪股重教	斐崎市穂坂町上今井二百八番地	同

監事 石川惣市 葦崎市岩下千二百七十六番地 平成二十九年七月二十六日

● 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、徳島堰土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

平成二十九年八月二十四日

山梨県知事 後 藤 斎

一 退任

役職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	中澤春樹	南アルプス市百々千三百二十番地	平成二十九年五月一日

二 就任

役職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	清水求久	南アルプス市百々千四百三番地	平成二十九年七月二十八日

## 公安委員会

### 山梨県公安委員会規則第八号

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年八月二十四日

山梨県公安委員会

委員長 尾 方 恵

#### 山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則

山梨県警察の組織等に関する規則(昭和四十二年山梨県公安委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

別表第三日下部警察署の部塩山駅前交番の項中「及び塩山牛奥(通称牛奥山五五三二の一及び五五三二の四二から五五三二の四七までを除く。)」を「、塩山牛奥(通称牛奥山五五三二の一及び五五三二の四二から五五三二の四七までを除く。)」及び塩山千野」

に改め、同部千野警察官駐在所の項を削り、同部神金警察官駐在所の項中「甲州市塩山上萩原一四五五の一」を「甲州市塩山中萩原一三二六」に、「及び塩山一ノ瀬高橋」を「塩山一ノ瀬高橋、塩山上栗生野、塩山下栗生野、塩山平沢、塩山福生里及び塩山竹森」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成二十九年九月一日から施行する。

### 山梨県公安委員会告示第百三三号

交通安全活動推進センターに関する規則(平成十年国家公安委員会規則第三号)第三条第一項の規定により、一般財団法人山梨県交通安全協会から代表者の氏名の変更の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年八月二十四日

山梨県公安委員会

委員長 尾 方 恵

一 変更後の代表者の氏名 坂本政彦

二 変更年月日 平成二十九年六月十三日

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番